



熊本県公報

号外 第 2 3 号
平成 23 年 7 月 1 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(人事課) 2
○熊本県税条例の一部を改正する条例	(税務課) 3
○障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例	(障がい者支援課) 3
○熊本県宅地建物取引業審議会設置条例の一部を改正する条例	(建築課) 7
○熊本県立学校条例の一部を改正する条例	(高校教育課) 7
○熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(人事課) 7
○熊本県税条例等の一部を改正する条例	(税務課) 8
○熊本県議会議員に対する議員報酬の特例に関する条例	(人事課) 9

本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
 - 1 旅券法に基づく事務のうち、旅券の申請受付・交付等に関するものについて、新たに八代市及び氷川町並びに宇土市、宇城市及び美里町が処理することとした。(別表第 1 4 号関係)
 - 2 新たに八代市及び氷川町を加える改正規定については平成 2 4 年 2 月 1 日から、新たに宇土市、宇城市及び美里町を加える改正規定については平成 2 4 年 4 月 2 日から施行することとした。
 - 3 この条例の施行前に旅券法の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務については、改正後の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行することとした。(附則第 2 項、附則第 3 項関係)
- ◇熊本県税条例の一部を改正する条例
 - 1 揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置を停止する規定を整備することとした。(附則第 8 条の 7 関係)
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例
 - 1 条例の目的を規定することとした。(第 1 条関係)
 - 2 用語の定義を規定することとした。(第 2 条関係)
 - 3 障害者に対する県民の理解を深め、障害者の権利を擁護するための施策の基本理念を規定することとした。(第 3 条関係)
 - 4 県の責務を規定することとした。(第 4 条関係)
 - 5 市町村との連携について規定することとした。(第 5 条関係)
 - 6 県民の役割について規定することとした。(第 6 条関係)
 - 7 財政上の措置について規定することとした。(第 7 条関係)
 - 8 不利益取扱いの禁止について規定することとした。(第 8 条関係)
 - 9 社会的障壁の除去のための合理的な配慮について規定することとした。(第 9 条関係)
 - 1 0 虐待の禁止について規定することとした。(第 1 0 条関係)
 - 1 1 不利益取扱い、合理的配慮又は虐待に関する相談について規定することとした。(第 1 1 条関係)
 - 1 2 地域相談員及び広域専門相談員について規定することとした。(第 1 2 条第 1 4 条関係)
 - 1 3 関係相談機関との連携及び協力について規定することとした。(第 1 5 条関係)
 - 1 4 不利益取扱いに該当する事案の解決のための助言又はあっせんについて規定することとした。(第 1 6 条、第 1 7 条関係)
 - 1 5 勧告及び公表について規定することとした。(第 1 8 条―第 2 0 条関係)
 - 1 6 県民の理解の促進について規定することとした。(第 2 1 条関係)

- 17 熊本県障害者の相談に関する調整委員会について規定することとした。(第 22 条関係)
- 18 規則への委任について規定することとした。(第 23 条関係)
- 19 罰則について規定することとした。(第 24 条関係)
- 20 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、熊本県障害者の相談に関する調整委員会の規定及び準備行為に関する規定については公布の日から施行することとした。
- 21 準備行為について規定することとした。(附則第 2 項関係)
- 22 条例の施行後 3 年を目途として、必要な検討を行うことを規定することとした。(附則第 3 項関係)

◇熊本県宅地建物取引業審議会設置条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県宅地建物取引業審議会の庶務を「土木部」において行うこととした。(第 6 条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県立学校条例の一部を改正する条例

- 1 県立高等学校再編整備等基本計画の実施に伴い、熊本県立八代南高等学校及び熊本県立氷川高等学校を廃止し、熊本県立八代清流高等学校を新設することとした。(第 2 条関係)
- 2 この条例は、平成 23 年 8 月 1 日から施行することとした。
- 3 この条例による改正前の熊本県立学校条例第 2 条に規定する熊本県立八代南高等学校及び熊本県立氷川高等学校は、この条例による改正後の熊本県立学校条例第 2 条の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までの間、存続するものとする。こととした。(附則第 2 項関係)

◇熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 救難救助等作業を災害警備等作業と救難救助作業とし、その内容を定めることとした。(別表第 19 号関係)
- 2 関係規定の整備を行うこととした。(第 2 条関係)
- 3 この条例は、平成 23 年 8 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県税条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県税条例の一部改正【第 1 条】
 - (1) 地方税法の一部改正に伴い、引用条項を整理することとした。(第 56 条第 3 項、第 63 条第 2 項関係)
 - (2) 自動車取得税の非課税の対象となる路線を平均乗車密度に当該路線の 1 日当たりの一般乗合用のバスの運行回数を乗じて得た数値が 15 以上 150 以下である路線で、知事が地域住民の生活のために必要と認めて指定したものと定め、関係規定を整備することとした。(附則第 8 条の 2 の 2、附則第 8 条の 3 関係)
- 2 熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正【第 2 条】
 - (1) 平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に個人に対して支払う上場株式等の配当等に係る配当割の 3 パーセント軽減税率の特例を 2 年延長することとした。(平成 20 年改正条例附則第 5 項関係)
 - (2) 平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間の源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割の 3 パーセント軽減税率の特例を 2 年延長することとした。(平成 20 年改正条例附則第 6 項関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 4 不動産取得税の賦課徴収に関し必要な経過措置を定めることとした。(附則第 2 項、附則第 3 項関係)

◇熊本県議会議員に対する議員報酬の特例に関する条例

- 1 熊本県議会議員に対する議員報酬月額について特例を設けることとした。
- 2 この条例は、平成 23 年 8 月 1 日から施行することとした。

条 例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 7 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 30 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 1 1 年熊本県条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 4 号市町村等の欄中「人吉市」を「八代市、人吉市」に改め、「菊池市」の次に「、宇土市」を、「上天草市」の次に「、宇城市」を、「合志市」の次に「、美里町」を、「甲佐町」の次に「、氷川町」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第 1 4 号市町村等の欄の改正規定（「人吉市」を「八代市、人吉市」に改める部分及び「甲佐町」の次に「、氷川町」を加える部分に限る。）及び次項の規定

平成 2 4 年 2 月 1 日

(2) 別表第 1 4 号市町村等の欄の改正規定（「人吉市」を「八代市、人吉市」に改める部分及び「甲佐町」の次に「、氷川町」を加える部分を除く。）及び附則第 3 項

の規定 平成 2 4 年 4 月 2 日

（経過措置）

2 前項第 1 号に掲げる規定の施行の日前に旅券法（昭和 2 6 年法律第 2 6 7 号）の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務については、改正後の別表第 1 4 号の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

3 附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日前に旅券法の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務については、改正後の別表第 1 4 号の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 3 年 7 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 3 1 号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和 2 9 年熊本県条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 条の 6 の次に次の 1 条を加える。

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止）

第 8 条の 7 前条の規定は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 2 3 年法律第 2 9 号）第 4 4 条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例をここに公布する。

平成 2 3 年 7 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 3 2 号

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 7 条）

第 2 章 障害者の権利擁護

第 1 節 不利益取扱いの禁止等（第 8 条－第 1 0 条）

第 2 節 不利益取扱い等に関する相談（第 1 1 条－第 1 5 条）

第 3 節 不利益取扱いに該当する事案の解決のための仕組み（第 1 6 条－第 2 0 条）

第 3 章 県民の理解の促進（第 2 1 条）

第 4 章 熊本県障害者の相談に関する調整委員会（第 2 2 条）

第 5 章 雑則（第 2 3 条・第 2 4 条）

附則

私たちが住む熊本県では、先人のたゆまぬ努力により、共に支え合い、助け合う地域社会が築かれてきた。しかしながら、その地域社会には、障害者が障害を理由として差別を受けたり、障害への配慮がないため暮らしにくさを感じたりするなど、依然として、障害者にとって地域での安心した生活が妨げられていく状況がある。これまで、障害者への理解を深める様々な取組が行われてきたにもかかわらず、このよな状況が続く背景には、障害者の社会参加を制約している物理的な障壁あるいは障害者に対する偏見や誤解といった意識上の障壁など、様々な社会的障壁がある。今、私たちには、障害者を取り巻くこれらの障壁を取り除く取組が求められている。熊本県において、国内外を問わず、障害者の権利を擁護する意識が高まりつつある中で、熊本県においても障害を理由とした差別をなくし、社会的障壁を取り除く取組を促進し、障害のある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会を実現しなげればならない。ここに、この使命を強く自覚し、県民一人一人が力を合わせて、こうした社会を着実に

- 相談に関する調整委員会（第22条に規定する熊本県障害者の相談に関する調整委員会をいう。）は、中立的な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。その業務に従事する者でなくなつた後においても、同様とする。
- 3 第1項の規定による委託を受けた者（以下「地域相談員」という。）は、中立的な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。その業務に従事する者でなくなつた後においても、同様とする。
- 4 地域相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなつた後においても、同様とする。
- （広域専門相談員）
- 第13条 知事は、第11条第2項各号に掲げる業務を行わせるため、障害者の福祉の増進に關し優れ、識見を有する者のうちから、広域専門相談員を委嘱することができる。
- 2 知事は、前項の規定により委嘱しようとするときは、あらかじめ、熊本県障害者の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 3 広域専門相談員は、中立的な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。
- 4 広域専門相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなつた後においても、同様とする。
- （指導及び助言）
- 第14条 地域相談員は、特定相談について、必要に応じ、広域専門相談員に対し、指導及び助言を求めることができる。
- 2 広域専門相談員は、前項の規定による求めがあつたときは、適切な指導及び助言を行うものとする。
- （連携及び協力）
- 第15条 専門的知識をもって障害者に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者は、知事、地域相談員及び広域専門相談員と連携し、この条例による施策の実施に協力するよう努めるものとする。
- 第3節 不利益取扱いに該当する事案の解決のための仕組み
- （助言又はあつせんの求め）
- 第16条 不利益取扱いを受けたと認める障害者は、知事に対し、当該不利益取扱いに該当する事案（以下この条及び次条において「対象事案」という。）の解決のための助言又はあつせん（以下この条及び次条において「助言又はあつせん」という。）を求めることができる。ただし、当該求めをすることが障害者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。
- （助言又はあつせん）
- 第17条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による求めがあつたときは、熊本県障害者の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）に対し、当該助言又はあつせんを行うよう求め、又はあつせんを行うものとする。
- 2 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、前項の規定による求めがあつたときは、助言又はあつせんを行うものとする。
- 3 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、助言又はあつせんを行うために必要があるとき、対象事案の関係者に対し、助言又はあつせんを行うために必要な限度において、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。
- 4 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、対象事案の解決に必要なあつせん案を作成し、これを関係当事者に提示することができる。
- （勧告）
- 第18条 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、あつせん案を提示した場合において、不利益取扱いをしたと認められる者が正当な理由がなく当該あつせん案を受諾しないときは、不利益取扱いをしたと認められる者が必要な措置をとるよう勧告することを知事に対して求めることができる。
- 2 知事は、前項の規定による求めがあつた場合において、必要があるとき認められるときは、不利益取扱いをしたと認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。
- 3 知事は、前条第3項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求められた者が正当な理由がなくこれを拒んだとき、又は虚偽の資料の提出若しくは説明を行ったときは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。
- （事実の公表）
- 第19条 知事は、前条第2項又は第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。
- （意見陳述の機会の付与）
- 第20条 知事は、前条の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 第3章 県民の理解の促進
- 第21条 県は、障害者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進、障害者と障害者でない者との交流の機会の提供、当該交流のための拠点の整備その他必要な措置を講ずるものとする。
- 第4章 熊本県障害者の相談に関する調整委員会
- 第22条 障害者の権利擁護等のための施策に関する重要事項について調査審議するため、

- 熊本県障害者の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。
- 2 調整委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 3 調整委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。
- 4 委員は、障害者及び福祉、医療、雇用、教育その他障害者の権利の擁護について優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、この条例に基づき職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 この条例に規定するもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 雑則
（規則への委任）

第 2 3 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第 2 4 条 第 1 3 条第 4 項又は第 2 2 条第 7 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 章及び次項の規定は、公布の日から施行する。
（この条例の施行のために必要な準備）
- 2 第 1 2 条第 1 項の規定による地域相談員への業務の委託の手續その他の行為及び第 1 3 条第 1 項の規定による広域専門相談員の委嘱の手續その他の行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。
（検討）
- 3 知事は、この条例の施行後 3 年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

熊本県宅地建物取引業審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 2 3 年 7 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 3 3 号

熊本県宅地建物取引業審議会設置条例の一部を改正する条例
熊本県宅地建物取引業審議会設置条例（昭和 4 2 年熊本県条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「建築課」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 2 3 年 7 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 3 4 号

熊本県立学校条例の一部を改正する条例
熊本県立学校条例（昭和 3 9 年熊本県条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条の表熊本県立八代高等学校の項の次に次のように加える。

熊本県立八代清流高等学校	八代市
--------------	-----

第 2 条の表熊本県立八代南高等学校の項及び熊本県立氷川高等学校の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 3 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正前の熊本県立学校条例第 2 条に規定する熊本県立八代南高等学校及び熊本県立氷川高等学校は、この条例による改正後の熊本県立学校条例第 2 条の規定にかかわらず、平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間、存続するものとする。

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 2 3 年 7 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 3 5 号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号）の一
 部を次のように改正する。
 第2条中「救難救助等作業」を「災害警備等作業、救難救助作業」に改める。
 別表第19号作業の項を次のように改める。

第19号作業	災害警備等作業（異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、救難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識の作業で、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものをいう。）	1日につき 840円（極めて危険を伴うと人事委員会が認める作業又は人事委員会が著しく危険であると認める区域における災害警備等作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）
	救難救助作業（山岳地における遭難者の救難救助又は異常な自然現象若しくは事故により発生した災害の被災者の救難救助の作業で、著しく危険を伴うもの（災害警備等作業であるものを除く。）をいう。）	1日につき 840円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業又は人事委員会が著しく危険であると認める区域における救難救助作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）
	救難救助訓練作業（山岳地における遭難者の救難救助訓練の作業で著しく危険を伴うもの又はこの作業に相当すると人事委員会が認める作業をいう。）	1日につき 400円

附 則
 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

熊本県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成23年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第36号

熊本県税条例等の一部を改正する条例
 （熊本県税条例の一部改正）
 第1条 熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。
 第56条第1項第6号中「外」を「ほか」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に、「足る」を「足りる」に、「写」を「写し」に改め、同条第3項中「第14項」を「第10項」に、「申告書は」を「申告書に」に、「足る」を「足りる」に改める。
 第63条第2項中「うけて」を「受けて」に、「取りこわした」を「取り壊した」に、「第73条の14第8項」を「第73条の14第6項」に改める。
 附則第8条の2の次に次の1条を加える。
 （法附則第12条の2の2第1項に規定する条例で定める路線）
 第8条の2の2 法附則第12条の2の2第1項に規定する条例で定める路線は、平均乗車密度（路線の始点から終点までの一般乗合用のバスの運送収入の額を当該路線の1キロメートル当たりの運賃及び当該路線の始点から終点までの距離（キロメートルで表した距離をいう。）で除して得た数値をいう。）に当該路線の1日当たりの一般乗合用のバスの運行回数を乗じて得た数値が15以上150以下である路線で、知事が地域住民の生活のために必要と認めて指定したものとする。
 附則第8条の3中「国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて、」を削り、「、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているもの」を「前条に規定する路線」に改め、「として省令附則第4条の4第1項に規定するもの」を削る。
 （熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正）
 第2条 熊本県税条例の一部を改正する条例（平成20年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。
 附則第5項及び第6項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。
 附 則
 （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 第 1 条の規定による改正後の熊本県税条例第 5 6 条及び第 6 3 条の規定は、次項に定める場合を除き、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 83 号）附則第 4 条第 2 項に規定する貸付けに係る不動産の取得が平成 25 年 3 月 31 日までに行われたときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

熊本県議会議員に対する議員報酬の特例に関する条例をここに公布する。
平成 23 年 7 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 37 号

熊本県議会議員に対する議員報酬の特例に関する条例
平成 23 年 8 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間における熊本県議会議員に対する議員報酬の月額を、熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例（昭和 28 年熊本県条例第 11 号の 2）第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に定める区分に依り、それぞれ同項に定める額から、議長にあってはその額に 100 分の 7 を乗じて得た額を減じた額とし、副議長にあってはその額に 100 分の 5 を乗じて得た額を減じた額とし、議員にあってはその額に 100 分の 3 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算定の基礎となる議員報酬の月額は、同項に定める区分に依り、それぞれ同項に定める額とする。

附 則

この条例は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。